

役場からのお知らせ

児童手当に関する「現況届」の提出はお済みですか？

児童手当を受給されている方は、毎年6月中に児童手当、特例給付現況届の提出をしてください。
この届は、毎年6月1日の状況を把握し、手当を引き続き受ける要件を満たしているかどうかを確認するためのものです。提出がない場合には、6月以降の手当が停止されます。



【現況届に必要な書類】

印鑑・受給者の健康保険証の写し ※その他、必要に応じて提出していただく書類があります。

ひとり親家庭のために…児童扶養手当はご存じですか？

【支給対象】

次の条件に当てはまる児童の保護者や養育者
ただし、公的年金を受けていなくて、前年の所得が一定の金額以下の方に限ります。



- 父母が離婚した後、父または母と生計を共にしていない児童
- 父または母が死亡した児童
- 父または母が重度の障害を持つ児童
- 母が婚姻によらないで生まれた児童 ほか

※この場合の児童とは、18歳に達して最初の3月31日まで（重度の障害がある方は20歳）の方をいいます。

【支給金額（月額）】

児童1人 : 10,030円～42,500円
児童2人 : 5,020円～10,040円を加算
児童3人以上 : 3,010円～6,020円ずつ加算

【支給方法】

4月、8月、12月の3回に分けて、金融機関の口座へ振り込みにより支払われます。

※婚姻（内縁関係も含む）などにより支給対象外となったときは、速やかに連絡してください。
届出をしないまま手当を受けていますと、その期間の手当を全額返還していただくことになります。

障害をもつ児童の福祉増進のため…特別児童扶養手当はご存じですか？

【支給対象】

精神、知的、身体に障害のある20歳未満の児童の保護者や、それに代わる養育者
ただし、次のような場合は含みません。

- 手当を受けようとする方やその扶養義務者の所得が、政令で定める額以上であるとき
- 児童が公的年金を受給しているとき
- 児童が福祉施設などに入所しているとき



【支給金額】

1級 : 51,700円
2級 : 34,430円

【支給方法】

4月、8月、11月の3回に分けて、金融機関の口座へ振り込みにより支払われます。

【所得制限】

受給資格者または同居している配偶者の前年の所得が、一定金額以上あるとき

【必要書類】

- ① 認定請求書
- ② 戸籍謄（抄）本
- ③ 世帯全員の住民票の写し
- ④ 診断書（療育手帳のA1・A2または身体障害者手帳をお持ちの方は省略できる場合があります。）
- ⑤ 請求者名義の預金通帳・印鑑
- ⑥ 個人番号の分かるもの・本人確認書類（免許証や健康保険証など）

問い合わせ先 ▶ 住民課 福祉班 川村

役場からのお知らせ

町・県民税の公的年金からの特別徴収について

4月1日現在、老齢年金や退職年金などを受けている65歳以上で、町・県民税の納税義務のある方は、町・県民税が公的年金から特別徴収（天引き）されます。

【特別徴収の対象となる税額】

全ての公的年金などに係る所得額に応じた税額が特別徴収の対象となり、老齢基礎年金または老齢年金、退職年金から特別徴収されます。
なお、給与などその他の所得に係る税額は、年金から特別徴収されません。給与所得や事業所得などの金額から計算した町・県民税については、これまでどおり給与から特別徴収または普通徴収（納付書または口座振替）により納めていただくことになります。

【実施時期】

平成29年度から特別徴収の対象となった方						
2月	12月	10月	8月	6月	4月	年金支給月
《本徴収》 年税額から仮徴収分を差し引いた額の1/3ずつ			《仮徴収》 前年度年税額の1/6ずつ			徴収税額

住民課 税務班 藤原

新たに対象となった方						
2月	12月	10月	8月	6月	4月	年金支給月
《特別徴収》 年税額の1/6ずつ			《普通徴収》 年税額の1/4ずつ			徴収税額

平成30年度国保税の資産割廃止と税率変更について

平成30年度から国民健康保険の財政運営の主体が県単位になることに伴い、賦課方式をこれまでの4方式（所得割・資産割・均等割・平等割）から、県が示した標準の3方式（資産割を廃止）に変更します。税率についても県が示す標準保険税率を参考に、下表のとおり見直しを行いました。

区 分	基礎賦課分		後期高齢者支援賦課分		介護賦課分	
	H29	H30	H29	H30	H29	H30
所得割（%）	5.90	6.20	3.00	2.31	1.50	1.90
資産割（%）	36.00	—	17.30	—	5.00	—
被保険者均等割（円）	16,000	24,000	7,600	9,500	5,000	9,900
世帯別平等割（円）	10,000	23,000	4,800	6,600	6,000	4,600
賦課限度額（円）	540,000	580,000	190,000（変更なし）		160,000（変更なし）	

※賦課限度額は国基準

これまでの保険税率が標準保険税率より低い本町は、今後、国保税が急激に増加しないよう徐々に標準保険税率に近づけていく必要があります。

また、平等割と均等割が軽減される所得の範囲が下表のとおり拡大されました。

軽減率	所得の範囲（世帯所得）	
	改正前	改正後
7割	33万円以下（変更なし）	
5割	【33万円＋27万円×被保険者数】以下	【33万円＋27万5千円×被保険者数】以下
2割	【33万円＋49万円×被保険者数】以下	【33万円＋50万円×被保険者数】以下

ご加入の皆様には、ご理解とご協力のほどお願いいたします。

なお、未申告世帯には保険料軽減判定ができませんので、前年中の所得の申告を必ず済ませてください。

問い合わせ先 ▶ 住民課 税務班 上村